

# ご利用規約（入会約款）

## 第1条（契約の成立）

山形パソコン教室への入会申込み契約者（以下「甲」という）は、山形パソコン教室入会契約書（以下「入会契約書」という）表面の内容および以下の条項を承諾の上、本日、入会契約書表面に記載された山形パソコン教室（以下「乙」という）に対して入会および契約の申し込みを行い、入会時の諸経費を領収し、乙がこれを承諾した場合において、山形パソコン教室入会契約（以下「本契約」という）が成立します。

## 第2条（役務の提供および対価の支払い）

- 乙は甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した入会契約書表面記載のコースにおける役務（パソコン操作に関する知識および技術の教授）を提供します。
- 甲はコース料金、月会費、その他入会契約書表面に記載された金額を、コース入会時は乙への現金払いで支払うものとし、以降月会費は甲の金融機関口座からの自動引き落とし（当月分を4日引き落とし）により納入期限までに支払うこととします。なお乙は初回の受講開始後に、既に納入済のコース料金、月会費、諸費用等その他入会契約書表面に記載された金額は、理由のいかんを問わずこれを返金しません。ただし甲から初回受講開始以前に受講取り消しの申し出を受け、乙がこれを認めた場合を除きます。なお役務提供期間が2カ月を超え、かつ総支払額が5万円を超えるものはクーリング・オフ制度の適用となります。（第9条をご確認ください。）
- 甲は前項の規定にかかわらず、前項に定められる金額につき、金融機関口座からの自動引き落とし手続きが完了するまでは、納入期限までに、別途乙への現金払いおよび乙が指定する金融機関口座に振り込む方法で支払うこととします。なお振込手数料は甲の負担となります。
- 甲の事情により乙から役務の提供を受けなかった場合において、月会費の支払いを免除するものではない。

## 第3条（指導の形態）

乙は所定の指導時間内において、甲の要求に応じて指導を行うものとし、ご予約時間以外やお電話での質問のサポートはできません。

甲の質問できる範囲は購入コースのみに限られます。（コース範囲は乙の指定するもの）

## 第4条（指導の開始日）

本契約において、指導の開始日は契約日とします。このことは、契約日が所定の教室の営業日である限り、甲が同教室において契約日から現実に役務の提供を受けるか否かを問わないものとし、

## 第5条（指導の実施場所）

乙は、入会契約書裏面記載の場所において、甲に対して指導を行います。

## 第6条

指導の期間および契約期間は、甲が退会するまで、または甲が会員資格を喪失するまでとし、甲は契約期間中、原則として事前に予約をすることで1日につき1時間、乙からの指導を受けることができます。なお乙がやむを得ない事由により、甲が利用する教室を閉校する場合は、閉校日を指導の期間および契約期間の末日とします。ただし乙は甲に対して、閉校する場合は不可抗力による事由によるものを除き、3カ月前までには閉校する旨および閉校する日等を通知します。

## 第7条（指導の教材）

指導に付随して必要となる教材は、所定の山形パソコン教室オリジナルテキスト（書籍、CD-R等を含む）または市販テキストです。教室で使用の上記教材は、乙が甲に対して貸し出します。甲が上記教材につき教室以外での使用を希望する際には、甲は乙より上記教材を購入します。

## 第8条（関連商品）

乙は甲に対して、指導に付随して必要となる関連商品（教材テキスト等、書籍、ソフト、教材媒体等、紙関連商材、PC機器およびその他甲が学習に必要と考え乙が認めたもの）を販売する場合には、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとし、

## 第9条（本契約申し込み後のクーリング・オフ等）

- 役務提供期間が2カ月を超え、かつ総支払額が5万円を超える場合、甲は本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって本契約を解除することができます。
- 乙が甲に対して、不実の告知によって誤認させ、または威迫によって困惑させたことにより、甲によるクーリング・オフが行われなかった場合には、甲は改めてクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領して8日間経過するまでは、本契約のクーリング・オフができます。
- 第1項および前項に規定する本契約の解除がされた場合であって、乙が甲に対して関連商品の販売またはその代理もしくは媒介を行っていたときは、甲はその関連商品に関する販売契約についても解除することができます。
- 第1項および前項に規定する本契約の解除は、甲が本契約を解除する旨を記載した書面を発信したときより効力を生じます。
- 第1項および第3項に規定する本契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。甲は、既に引き渡しを受けた関連商品の返還に要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払い義務はありません。甲は、既にコース料金、月会費、諸経費、関連商品の代金等の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

## 第10条（退会）

- 退会について、自動退会はありません。なおクーリング・オフ対象のコースは第9条に定める期間をおいてから本条が適用されます。
- 甲は、退会を希望される月の1カ月前までに乙に、所定の退会届を提出することにより、金融機関口座からの自動引き落とし手続きを停止し、退会することができます。提出期限を過ぎた場合は、希望される退会月の翌月扱いとなります。なお、口頭や電話による手続きはできません。
- 甲の退会に際し、甲が乙に対して債務（商品購入代金等）を負担している場合は、退会日までに遅滞なく支払いを行うものとし、
- 甲は退会に際して、乙から提供された役務の対価、解除によって通常生ずる損害の額、契約の締結および履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求されることはありません。

## 第11条（休会）

- 甲は入会后、2回に限り累計9カ月を限度に休会することができます。その際ひと月あたり300円（税別）の事務手数料が発生します、休会手続き時に休会期間分の手料を支払うものとする。（冬期間は回数にカウントせず）
- 甲は休会する場合、休会希望月の1カ月前までに乙に対して、所定の休会依頼書を提出することとします。休会手続きに伴う、手続き費用、条件等は所定の休会依頼書に記載する事項に従うこととします。なお口頭や電話による手続きはできません。
- 休会期間中は当教室における会員サービスの一切を休止することとなる。

## 第12条（中途解約）

- 乙が何らかの原因で入会契約書第2条に定める「役務の提供」が継続して困難な状況におかれた場合、かつ「役務の提供」終了通知から6カ月以上の猶予が無い場合、入会后6カ月に満たない会員には、入会時に支払ったコース料金の7割を返金し契約解除するものとする。
- 甲が入会后6カ月以内に乙の判断で甲に対してサービスを提供するのが困難と判断した場合には、1コース料金あたり半年を基準とした計算を行い、月あたりのコース料金を返金し契約を解除することができる。

※ 計算例：基礎コース入会后3カ月の場合 30000円（税別）÷6ヶ月×3ヶ月=15000円（税別）

### 第13条（会員資格の譲渡）

甲は会員資格を第三者に譲渡することはできません

### 第14条（会員資格の喪失）

甲は次の場合にその会員資格を失います。ただし、甲はその会員資格を失った場合においても、乙に対して債務（商品購入代金等）を負担する場合、その債務の支払いは遅滞なく行うものとします。

- ①甲本人の都合による退会の申し出を乙が承認したとき
- ②甲ご本人の死亡
- ③甲が乙の教室の「山形パソコン教室規則」（別項）に違反したとき
- ④甲が乙自身、乙の教室の名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱したとき
- ⑤第12条2項に該当する場合

### 第15条（教室の休業および閉鎖）

乙は天災、地変、その他不可抗力により役務提供が不可能となる時、施設の改造、修理のとき、経営上重大な理由があるときなど、乙が必要と認めた場合に甲が入会している教室における役務提供を停止することがあります。なおこの場合甲に対する補償は行いません。

### 第16条（個人情報の保護）

本契約に際し、乙が収集した甲に関する個人情報に関しては、乙の定めるプライバシーポリシーに定めるところによるものとします。

### 第17条（紛争の解決）

1. 本契約に定められる事項および本契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法、特定商取引に関する法律、およびその他の関連諸法によるものとします。

### 第18条（裁判管轄）

1. 甲および乙は、本契約に関連して生じた甲乙間の紛争について調停を申し立てる場合、契約締結する乙の教室所管の簡易裁判所または地方裁判所をもって、調停を申し立てる裁判所とすることに合意します。
2. 甲および乙は、本契約に関連して生じた甲乙間の紛争について訴訟を提起する場合、契約締結する乙の教室所管の簡易裁判所または地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

平成 30 年 2 月 1 日 制定

## 山形パソコン教室規則

山形パソコン教室は、当パソコン教室の生徒様に、当パソコン教室の施設を快適にご利用いただき、山形パソコン教室が提供するカリキュラム、システムおよび催し物等を通じて、生徒様のパソコン技術の向上および生活を充実させるようなパソコンの活用をしていただくために、本規則を生徒様に遵守していただくことをお願いしております。生徒様には、本規則に違反された場合には、当校より退去いただき、所定の退会届を提出していただくこととなりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

1. 教室内での危険な行為や近隣への迷惑になる行為をしないこと。
2. 教室内のパソコン設定に関し許可なく変更しないこと。（マルウェア、ウイルス等のインストール）
3. 教室内での特定の宗教、政治団体関連の販売や勧誘行為をしないこと。
4. その他法令に違反する行為はしないこと。
5. 駐車場のご利用はご予約正時から終了の正時までの間のご利用となります。
6. 駐車場ご利用に際して所定の時間外の駐車はしないこと。
6. 大きな声を出す等により、周りの人へ不快感を与えないこと。

\* 教室で掲示している「山形パソコン教室でのお願い」の順守もお願いします。

平成 30 年 2 月 1 日制定

◎本書面の内容をよくお読みください。上記内容についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。  
本規約に同意します。

年 月 日

住所:

氏名: 印

山形パソコン教室  
山形市城南町3-1-1  
023-646-4055  
info@yamap.net  
http://yamap.net

契約締結担当者名

印